

協議第 35 号

消防指令センターの運用について

次の調整結果について協議を求める。

平成 24 年 1 月 30 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	<ol style="list-style-type: none">1 原則、小田原市消防本部の運用に合わせる。2 当面の間、小田原市及び足柄消防組合消防本部の指令業務経験職員を配置し運用する。3 新たに情報処理所管部署を設置し、情報管理の一元化を図る。
---------	---

(調整理由)

- 1 消防指令センターの運用について
 - ・小田原市消防本部の消防情報指令システムに統一して運用することから、原則、小田原市消防本部の通信指令業務に合わせて運用することが適当である。
- 2 配置職員について
 - ・広域化により管轄区域が拡大されることから、消防本部管内の情勢を熟知している指令担当職員を当面の間、配置し運用する必要がある。
- 3 情報処理所管部署について
 - ・広域化により個人情報（住民基本台帳及び災害時に援護が必要となる者の情報等）、消防業務情報（防火対象物情報等）及び職員管理情報等が増加することから、情報処理所管部署を設け管理の一元化を図る必要がある。

(協議第35号 消防指令センターの運用について) 関係資料

通信指令業務の比較

		小田原市消防本部	足柄消防組合消防本部
勤務体制	通信専従員	12名(警備第1課6名、警備第2課6名)	10名(第1警備課5名、第1警備課5名)
	勤務体制	2部制	2部制
	最低人員	最低4名確保	最低3名確保
	夜間帯勤務人員 (22:00~6:00)	通信員が1名以上勤務 消防隊員、救助隊員が勤務 (救急隊員は勤務しない。)	通信員が勤務しない時間帯あり 消防隊員、特科消防隊員及び救急隊員が勤務し、 出動時は、通信員がカバーする。
災害件数 (過去5年間平均)	火災	72件	38件
	救急	9,114件	3,960件
	救助	61件	57件
	合計	9,247件	4,056件
119番着信数		19,914件	8,967件
災害連絡	管理職	管理職等にEメールで情報提供	管理職等にEメールで情報提供 (火災は全職員)
	関係機関	関係機関等に順次連絡(電話)で情報提供	・関係機関等に順次連絡(電話)で情報提供 ・1市5町は順次連絡(電話)及び直通電話 で情報提供
	消防団	出動区域の消防団員にEメール(電話含む)連絡	・災害発生した市町の消防団員にEメール連絡 ・災害発生した市町の消防団担当へEメール (順次連絡含む)連絡
	国・県への連絡	国・県への速報該当事故連絡(夜間、休日) ※ 上記時間以外は、予防課で対応	国・県への速報該当事故連絡 第1報を対応
その他連絡	災害速報	秘書室、防災対策課、消防本部各課へ災害速報を メール配信	特異事案を市秘書課、町総務課・防災課等の担当 者へ電話連絡
	気象警報	・全署所に一斉連絡 ・防災対策課等の関係機関に順次連絡(電話) で連絡	・全署所に一斉連絡 ・管理職以上にEメール連絡 ・南足柄市へ直通電話で連絡
	水防警報等	・各署所に一斉連絡 ・防災対策課等の関係機関電話連絡 ・消防総務課から消防団へ水防連絡内容 (待機等)をメール等で連絡	・各署所に一斉連絡 ・1市5町の管理職及び消防団長へメール等 で連絡(市町及び消防団で対応を判断)
	酒匂川水系の連絡	三保ダム・飯泉取水堰等からの放流連絡を受理 し、各署及び関係機関へ連絡	三保ダム・飯泉取水堰からの放流連絡を受理し、 各署へ連絡
		静岡県富士山南東部及び神奈川県西湘区域に大雨 洪水注意報が発令された場合、各署及び関係機関 に連絡	・静岡県富士山南東部に大雨洪水注意報が発令 された場合、FAXにより県防災消防課及び 小田原市消防本部に連絡 ・各署に一斉連絡
		4/29~12/31 6:00~18:00の間	4/29~12/31 6:00~18:00の間
足柄上地域水質事故 時緊急連絡		該当市町・飯泉取水管理事務所・小田原消防へ電話連 絡	
緊急地震速報の対応	気象庁から配信される緊急地震速報データを指令台に 取り込み、無線回線を利用して、自動で各署及び移動中 の車両へ放送を行うとともに、消防本部及び南分署庁舎 車庫のシャッターを自動で開放		
駆けつけ通報	消防庁舎入口付近に駆けつけ電話を設置し、消防隊が 災害出動等により不在時、近隣住民の駆けつけ通報等 を通信指令室で対応		